

神奈川県立平塚養護学校スクールバス運行業務委託仕様書(1台分)

- 1 件名
神奈川県立平塚養護学校スクールバス運行業務委託
- 2 委託台数
1台(運転士1名及び介助員2名が乗車)
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 運行に供するバスの仕様
運行に供するバスの仕様は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成16年3月30日神奈川県条例第22号)で規定する粒子状物質の排出基準に適合する車両(DPF装着車を除く)であることのほか、別添「仕様書(車両編)」によるものとする。
- 5 委託業務の内容
 - (1) 神奈川県立平塚養護学校児童生徒及び付添人の送迎
 - (2) 休日及び休業期間中の学校行事等にかかる利用並びに校外学習等中間利用時の児童生徒及び付添人の送迎
 - (3) 運行ルートを試走等事前準備(新学期開始前の休業期間中で学校が指定した日)
なお、上記(1)から(3)の詳細については別添「仕様書(運行編)」によるものとする。
- 6 委託契約に含まれる費用等
 - (1) 燃料代
 - (2) 車検・定期点検、日常点検及びこれらに要する一切の費用
 - (3) 修理代及び受注者の原因に基づく改修が必要となる場合の改修費
 - (4) 運行に必要な関係官署の許可等の取得に要する費用
 - (5) 任意保険及び車両保険料
 - (6) 運転員・介助員の雇用及びこれに伴う一切の費用
 - (7) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用
 - (8) 連絡用携帯電話の設置及び運用経費
なお、バスの購入費及び改造費用は委託契約の費用に含まれない。
- 7 環境に対する配慮
 - (1) 急発進、急加速をしないこと。
 - (2) タイヤの空気圧を定期的を確認すること。
 - (3) アイドリング・ストップに努めること。ただし、児童生徒の送迎中は、その体調に影響を与えることのないよう配慮すること。
- 8 契約の相手方として必要となる条件
 - (1) 道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)に規定する「特定旅客自動車運送事業の許可」に基づき本件委託事業を履行できること。
 - (2) 障害のある児童生徒及び付添人の送迎に必要な装備を備えた車両を提供できること。(別添「仕様書(車両編)参照」)
 - (3) 障害のある児童生徒への介助業務が実施できる態勢であること。(別添「仕様書(介助

業務編)」参照)

- (4) (1)記載の国土交通省の許可のほか、運行を行う上で必要となる法規上の諸手続きを行えること。
- (5) 故障及び事故等で運行が不可能となった場合、迅速に代替輸送が行えること。
- (6) 学校が指定する場所で乗降することができること。
- (7) 障害のある児童生徒が利用することに配慮して、スクールバス等を安全に運行できること。

以上

仕様書(車両編)

1. 車両

- (1) 平成12年1月6日付け関東運輸局長他告示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請等の審査基準について」に記載されている車種区分による大型バスとし、知的障害者及び肢体不自由者ともに対応できること。
- (2) 車両の長さは、11.20m以上とすること。
- (3) ABS装置を備えること。
- (4) ツーステップバスとすること。
- (5) 乗降口は車両の左側前方及び車両中央部の2箇所とし、車両左側中央部の乗降口には電動車イスの乗降が可能な電動式リフトを装備すること。
- (6) 座席数は26席(運転手席を除く)以上とし、その他に車椅子4台分の設置スペースを設けるものとする(補助席は設置しない)。
- (7) 車椅子設置スペース4台分は車体中央部分の乗降口付近に設置することとし、床面に3点固定式の路線バス用固定装置(不使用時は突起しないもの)を設置すること(レイアウト図車椅子①~車椅子④参照)。固定装置は突起物などがない安全なものであること。
- (8) 国土交通省認定の最新排出ガス規制に適合し、九都県市指定低公害車等の指定等を受けていること。
- (9) 高速道路の運転ができること。

2. 車内装備

- (1) 座席強度や避難経路確保等の観点からシートベルトを設置することができない場合を除き、全座席にシートベルト(2点式)を装備すること。また、シートベルトの差し込み金具の止め金は、通路から介助する者が操作しやすい位置(できるかぎり着席する者の通路側)に設置すること。なお、できるだけ窓側座席のシートベルト装着金具が座席に埋没しないようにする。
- (2) 旅客の上半身を固定するための胸ベルトを設置可能な座席分装備すること。
- (3) 跳ね上げ式の肘掛(跳ね上げた時に出っ張りが無いもの・最後部座席を除く)を装備すること。
- (4) 座席の通路側及び後部に握り手をつけること。
- (5) 全座席(構造上不可能な場合はその限りではない)の背もたれには、胸ベルト等が通る程度のスリットを左右に入れる。
スリットは、構造上可能な方法で上下2段に分割されており、胸ベルト等を通す位置により、児童生徒の身長差に対応できるようにする(座席レイアウト図参照)。
胸ベルトは、スリットを通し児童生徒の胸の前で、マジックテープ等により固定するようにする。
- (6) 座席はレザー張りで、滑りにくい素材とし、できるだけ生徒の「ロッキング(座席上で、体を前後等に揺らす動作)」による振動に耐える強度を持つこと。また、可能であれば、シートベルトは児童生徒が窓側と通路側がはっきり区別できるように色分すること。(例:窓側は青色・通路側は白色など)
- (7) 座席の前後の間隔をできる限り広くすること。(生徒の足がぶつからないようにする。)
- (8) 運転席背面に仕切板等を設置し、児童生徒が安易に運転を妨害しないように特に窓側は可能な限り遮蔽するなどの対策を講ずること。また、児童生徒が運転士席左側のシフトレバーを操作できないように仕切り板(柵)を設ける。
- (9) 最後部座席を除き浅いリクライニング機能(10°程度)付き(独立した背もたれ)を基本とするが、設置間隔等の問題で座席数を減らさなければ対応できない部分がある場合は座席数を優先し、リ

クライニング機能が無い座席が部分的にあってもよい。

- (10) 座席のシート幅は、一人用シートは46cm以上、二人用シートは85cm以上（一定でなくてよい）とし、できるだけ広めにすること。

3. 窓

- (1) 窓ガラスには紫外線防止の機能を持たせ、飛散防止フィルムを貼ること。
- (2) 窓の「開閉ストッパー」は容易に外れない強度があるものにする。

4. 冷暖房

- (1) 冷暖房機能を備えること。
- (2) 冷房の噴出し口は開閉できるもので、方向が変えられるものにする。
- (3) 暖房は、暖気が直接児童生徒にあたらず、車内をむらなく暖められるものとする。

5. その他車内装備

- (1) 乗降口、通路等に雨天時でも滑りにくい転倒防止素材又は加工をした素材を使用すること。
- (2) 車内に網棚を設置すること。ただし、構造上設置困難な場合は、部分的な設置を可とする。また、できるだけ児童生徒のカバンが容易に収納できる上下幅をもたせる。
- (3) 車内最後列手前8席については、2席ずつを、カーテン等で容易に仕切ることができるように、車内上部に、固定金具等（網棚や上部手すりパイプ等での代用を可とする。カーテンレールやアイボルトの様な金具でもよい。）を設置すること。（別添、座席レイアウト図参照）

※(3)を必要とする理由・補足説明

（ 周囲を一時的にカーテン等で仕切ること、児童生徒の精神面・情緒面の安定が確保できる場合がある。 ）

- (4) 乗降口に手すりを設置すること。
- (5) 温度計・湿度計・デジタル時計（文字の大型のもの）を装備すること。
- (6) AC100V電源（コンセント）を1箇所以上設置すること。
- (7) アナウンス用マイク・AM・FMラジオ、CD・MDプレイヤー、テレビモニター、DVDプレイヤー、地上波デジタルチューナーを装備すること。音量調節が2エリア（前後及び左右のエリア）に分けて行なえるようにすることが望ましい。
- (8) 衝撃吸収材等は児童・生徒が安易に破損しない素材（表面）にする。
- (9) バス車内に連絡用携帯電話を備えること。
- (10) 細部については、学校と協議すること。

6. 車外装備

- (1) 学校名の表示やデザイン等、学校の指示通りの塗装を行うこと。
- (2) 車両後部にドアの開閉と連動した「乗降中」を示す点灯表示灯（SOS表示機能付き）を設置すること。
- (3) 身障者用である旨のマークをつけること。
- (4) 前面、後面および側面に運行コース名を表示するための付け替え式（差し込み式）表示板を設置すること。

以上

平塚養護学校スクールバス 仕様書(運行編)

1. 年間運行予定日数

(1) 授業日の登下校における児童・生徒・付添人等の送迎
登校便運行日数 202日程度

下校1便のみ運行する日数 165日程度

下校1便・2便とも運行する日数 37日程度

(2) 中間利用における児童・生徒・付添人等の送迎 70日以内

〔 中間利用とは、児童生徒が課外活動として校外の諸施設を利用する際に平塚養護学校(平塚寺田縄590)から片道30km程度の範囲内で送迎を行うことをいう。ただし、遠足等(年間数回)の場合は片道60km程度の範囲内を運行する。 〕

(3) 授業日以外(長期休業期間中を含む)における児童・生徒・付添人等の送迎 5日程度

ただし、登校便1便・下校便1便のみとする。

(4) 運行ルートの試走等事前準備 2日程度

2. 運行スケジュール(標準モデル)

①登校便 (年間202日程度)		②下校1便体制 (年間165日程度)			③下校2便体制 (年間37日程度)		
学校発	学校着		学校発	学校着		学校発	学校着
7:40	9:04	平常 (年間130日程度)	14:50	16:05	下校第1便	13:25	14:30
		短縮Ⅰ (年間14日程度)	13:25	14:40	下校第2便	14:50	16:05
		短縮Ⅱ (年間21日程度)	11:25	12:40			

3. 運行ルート(登下校とも1運行あたり、30km程度を想定)

- 平塚養護学校を起点とし、主に平塚市・大磯町・二宮町のバスポイント(十数箇所程度)を経て、平塚養護学校に戻るルートを実行する。
- 下校便は原則として、登校便の逆ルートを走行する。
- 下校2便体制の際の下校1便は、通常ルートのバスポイントの通過及びルートの短縮等により、下校2便の運行に支障が出ない範囲とする。

4. 特記事項

- バス停及び運行ルートの走行距離は上記のとおりとするが、正式ルートの決定後に変更する可能性がある。
 - 学校で児童生徒が降車した後(登校便)、下校便時刻までの待機は、原則として受注者の営業所等で行うこと(中間利用時は除く)。
- 以上

仕様書(介助業務編)

1 業務の概要

神奈川県立平塚養護学校（以下「学校」という。）の児童生徒が、安全かつ確実にスクールバスで登下校できるよう介助業務を行う介助員をスクールバスに乗務させる。

2 配置人数

介助員は1車両につき2名の乗務とする。

3 対象となる運行範囲

スクールバスによる児童生徒の登下校時（長期休業期間中含む）を対象とし、中間利用時は介助業務を要しないものとする。

介助業務は、登校便は学校において当日の児童生徒の欠席連絡(乗車の有無)を確認し、登校便に乗車する時刻(7:30)に始まり、各バスポイントで児童生徒を乗車させて学校に到着後、学校職員に児童生徒を引き渡すまで、下校便は指定下校時刻に学校職員から児童生徒を引き受け、各バスポイントで児童生徒を保護者に引き渡して学校に帰着するまでとする。

4 業務内容

(1) 乗降補助

- ア 乗車地点で保護者又は学校職員から引き受けた児童生徒を安全かつ円滑にスクールバスに乗車させ、所定の座席に誘導し着席させる。
- イ 降車地点で児童生徒を安全かつ円滑にスクールバスから降車させ、保護者又は学校職員に引き渡す。
- ウ 車椅子乗降用リフトの操作及び格納、並びに車椅子の車両床面への固定を行う。
- エ 児童生徒が着席するまでの間又は児童生徒が座席から離れて降車するまでの間に介助が必要な場合は、原則として保護者又は学校職員が対応するが、その際介助員は、当該保護者又は学校職員を補助する。

(2) 車内での安全確保

- ア 児童生徒の着席後にシートベルトの着用を確認する。その際、自分で装着できない児童生徒については介助員が装着する。
- イ 走行中に児童生徒がシートベルトを解除しないよう目を配り、解除した場合は介助員が速やかに装着する。
- ウ 走行中に車椅子が固定されているか目を配り、固定されていない場合は介助員が速やかに固定する。
- エ 胸ベルト及び特殊なカーシート等を使用して、児童生徒の着座姿勢を安定させる作業については保護者又は学校職員が行うが、その際介助員は、当該保護者又は学校職員を補助する。

(3) 車内介助

- ア 児童生徒の体調の変化に目を配り、異常があれば速やかに学校に連絡し、指示に基づき対応する。
- イ 児童生徒による他傷行為並びに失禁、嘔吐、よだれ等児童生徒が不快と思われる状態を除去する。
- ウ 車内の温度・湿度に留意し、必要に応じて冷暖房装置及び加湿器等を調節するなど車内の温度・湿度管理を行う。

エ 乗車中の着座姿勢に注意を要する児童生徒について常に適正な体位がとれているか目配りし、必要に応じて着座姿勢を変えるなどの対応を行う。

(4) 乗降管理

ア 乗降した児童生徒を確認し、学校が指定する様式に記録する。

イ 降車地点で降車した児童生徒をその保護者に引き渡す。

ウ 降車地点に当該児童生徒の保護者が不在の場合は、学校に連絡のうえ、そのまま乗車させて学校に帰着後、学校職員に引き渡す。

(5) 車内整備

ア 児童生徒の降車後に忘れ物がないか確認する。

イ 車内の整理整頓を心がけるとともに日常的に車内清掃を実施し、常に車内を清潔に保つ。

ウ 児童生徒の失禁・嘔吐等により車内が汚れた場合には、速やかに対応を実施する。

5 情報提供、連絡及び報告

介助員は、保護者及び学校から児童生徒の介助に必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき介助業務を実施する。

介助員は、必要に応じてスクールバス乗車中の児童生徒の状況について保護者及び学校に報告する。

介助員は、介助業務に関して書面による報告を求められた場合、速やかに対応しなければならない。

6 配置状況の事前報告

受注者は、介助員の氏名、生年月日、経歴等を書面により学校長に報告し、また、指定する期間ごとに、介助員の乗務計画を書面により学校長に提出する。

7 秘密の保持

介助員は、児童生徒、保護者及び学校に関する業務上知り得た秘密について第三者に漏らしてはならない。

8 指導・啓発

受注者は、介助員が安全、確実かつ円滑に業務を履行するよう指導するとともに、学校が開催する業務研修会等に介助員を参加させなければならない。

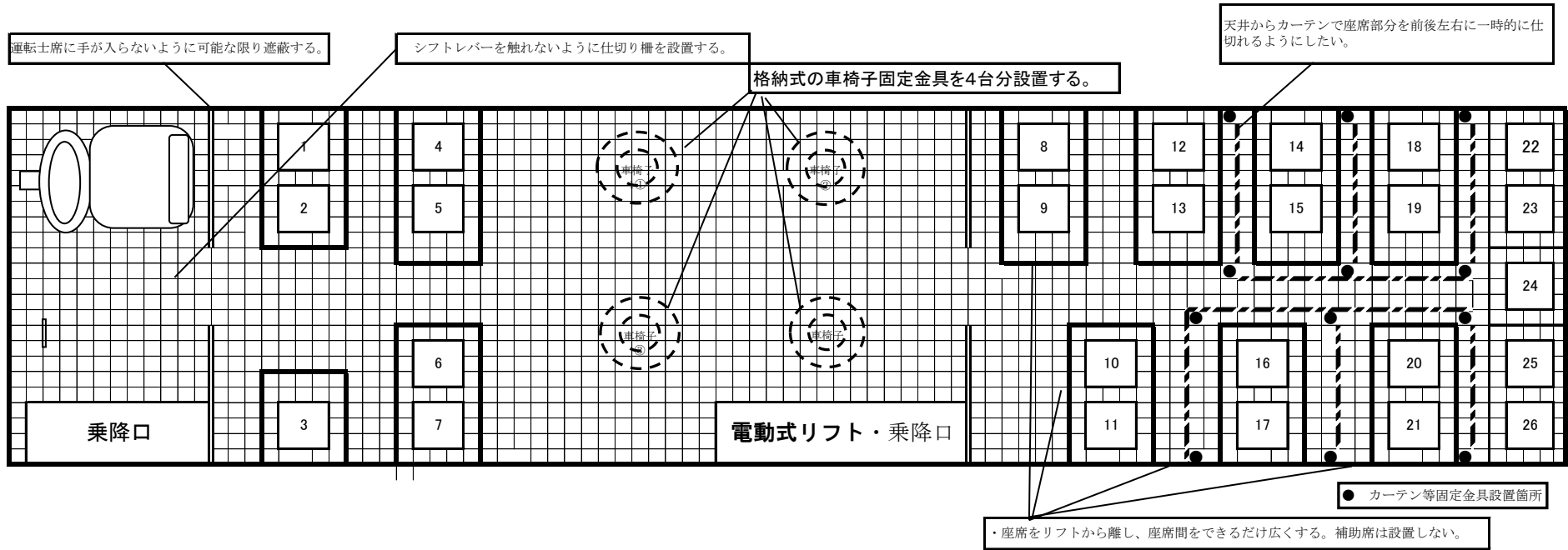
9 業務改善の指示等

介助員の業務履行状況が不適切であると認められる場合、学校は受注者に対し業務改善を指示できる。

受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、学校は受注者に対して介助員の交代を求めることができる。

以上

平塚養護学校大型バス(全長11.2m以上 ツーステップバス) 座席レイアウト図



背もたれスリットの図

